

令和5年度青森県教育委員会広報紙「教育広報あおもりけん」広告掲載事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、青森県教育委員会広報紙「教育広報あおもりけん」の広告掲載事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(広告スペース等)

第2条 広告スペース、規格等については、令和5年度青森県教育委員会広報紙「教育広報あおもりけん」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）第3条第1項及び第2項並びに青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告の表示内容については、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 語学教室

1 か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。

(2) 学習塾・予備校（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という趣旨を明確に表示すること。

(広告掲載事業者の募集)

第4条 広告掲載を行う事業者（以下「広告掲載事業者」という。）の募集は、青森県教育委員会ホームページにより公募する方法により行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、令和5年度青森県教育委員会広報紙「教育広報あおもりけん」広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

(広告掲載事業者の決定及び通知)

第5条 教育長は、前条の募集に対する応募があったときは、第2条及び第3条の規定に基づき、応募の内容について審査し、広告掲載業者を決定するものとする。

2 前項の決定に関して必要となる事項は、募集要項により定めるものとする。

(契約の締結等)

第6条 前条の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(広告料の納入方法等)

第7条 広告料の納入方法等は、仕様書のとおりとする。

(広告図案の提出及び広告原稿の納品等)

第8条 広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、仕様書のとおりとする。

(広告内容の変更等)

第9条 教育長は、広告の内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 教育長は、広告掲載事業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告掲載を中止することができるものとする。

- 3 広告掲載事業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

(広告料の還付等)

第 10 条 既に納入した広告料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときその他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告掲載事業者の責務)

第 11 条 広告掲載事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

- 2 広告掲載事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、教育長に対して保証するものとする。

- 3 広告掲載事業者の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告掲載事業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は教育長が別に定める。